

令和 8・9 年度の保険料率が決まりました

1017627

後期高齢者医療制度の保険率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度、見直すこととされています。また、今年度から子ども・子育て支援金の徴収が開始されるにあたり、当該保険料率も併せて算定され、以下のとおり決定しました。納付いただく保険料額については、7月に通知します。

問合せ 市民課医療年金係 ☎内線 3136

後期高齢者医療保険料率の改定

| 令和 6・7 年度 | | 令和 8・9 年度 | |
|-----------|----------|-----------|-----------------|
| 均等割額 | 49,100 円 | 均等割額 | 54,600 円 |
| 所得割額 | 10.07% | 所得割額 | 9.78% |
| 賦課限度額 | 80 万円 | 賦課限度額 | 85 万円 |



● **保険料率が引き上がった理由** 昨年度をもって団塊世代の後期高齢者への移行が完了しましたが、被保険者数の増加が続いており、医療給付費の増加が見込まれます。さらに、後期高齢者負担率^{*1}が増加していることなどが保険料率の引き上げにつながっています。所得割率は前回より下がっていますが、これは前回改定時から被保険者の所得額総額が大幅に伸びており、所得割賦課総額^{*2}の伸びを上回ったことによるものです。

※1 医療給付費における後期高齢者負担の割合で、国が決定 ※2 保険料で賦課すべき金額のうち、所得割にて賦課する額

● **賦課限度額の改正について** 中間所得層の負担軽減を図るため、85 万円に引き上げました。

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

本制度の詳細はこちら



子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。後期高齢者医療保険に加入されている人の場合、子ども・子育て支援金を保険料と併せて納付いただくことになります。

保険料率については、群馬県後期高齢者医療広域連合に割り当てられた子ども・子育て支援納付金の額を充足するよう設定されました。

※本支援金の保険料率は毎年改定を行うため、今年度のみ算定となります

※本制度に関するお問い合わせは、子ども・子育て支援金制度コールセンターまで (☎ 0120-303-272、受け付け：9:00~18:00)

| 令和 8 年度 | |
|---------|-----------------|
| 均等割額 | 1,400 円 |
| 所得割額 | 0.25% |
| 賦課限度額 | 2 万 1 千円 |

所得が低い人に対する今年度の均等割額の軽減

経済動向などを踏まえ、5割・2割軽減の対象世帯への所得判定基準が改正されました。

※均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額で判定

令和 6・7 年度

| 軽減割合 | 条件 |
|---------------------|---|
| 7 割軽減 ^{*3} | 43 万円 + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 ^{*4} - 1) 以下 |
| 5 割軽減 | 43 万円 + 30 万 5 千円 × (被保険者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 ^{*4} - 1) 以下 |
| 2 割軽減 | 43 万円 + 56 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 ^{*4} - 1) 以下 |



令和 8・9 年度

| 条件 | 軽減後の均等割額 | |
|---|-----------------------|------------------|
| | 医療分 | 子ども分 |
| 変更なし | 15,288 円 (7.2 割軽減) | 420 円 (7 割軽減) |
| 43 万円 + 31 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 ^{*4} - 1) 以下 | 27,300 円 | 700 円 |
| 43 万円 + 57 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 ^{*4} - 1) 以下 | 43,680 円 | 1,120 円 |

※3 令和 8・9 年度の医療分に限り、特別調整交付金による 0.2 割の軽減を加え、7.2 割軽減とします

※4 「10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」は、年金・給与所得者の数が 2 以上の場合のみ計算します。「年金・給与所得者の数」は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかに当てはまる人の数です

- ・給与収入が 55 万円を超える人 (給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・昨年 12 月 31 日において 65 歳未満で、収入額が 60 万円を超える人 (公的年金を含む)
- ・昨年 12 月 31 日において 65 歳以上で、収入額が 125 万円を超える人 (公的年金を含む)